

# 県立特別支援学校『通級による指導』手続きの手引き

## I 病弱教育における「通級による指導」の対象

### 対象児童生徒

以下の両方に該当すること

- ・病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加できるが、一部特別な指導を必要とする児童生徒（学校に登校できていない状態が続いている場合も含む）で、市町村教育委員会が「通級による指導が適切である」と判断した児童生徒
- ・高知県立高知江の口特別支援学校に保護者等の送迎及び自力で通級できる児童生徒

(参考) ○病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの（平成 25 年 10 月 4 日付け 2 5 文科初第 756 号初等中等教育長通知）

## II 病弱特別支援学校における「通級による指導」開始までの流れ（公立小中学校の場合の手続き等）

### (1) 開始までの流れ

① 保護者は病弱特別支援学校の通級による指導を希望する場合は、在籍校校長に申し出る。在籍校校長は市町村教育委員会に連絡する。(参考様式 1)

② 市町村教育委員会は、①を受け、就学相談を実施する。

※必要に応じて、病弱特別支援学校に教育相談を依頼（教育相談員派遣事業）する。

※病弱特別支援学校で、すでに教育相談を受けている場合や、以前に病弱特別支援学校に在籍していた児童生徒については、教育相談は実施しなくてよい。

③ 市町村教育委員会は、教育支援委員会を開催し、専門家の意見を聴取し、病弱特別支援学校の通級対象かを検討し、通級対象として判断した児童生徒について、「通級による指導」が適当であることがわかる資料（個別の指導計画、個別の教育支援計画等）を添えて県教育委員会に通知する。(様式 1)

※市町村教育委員会で判断が難しい場合は、専門家チーム委員等の派遣を県教育委員会に要請できる。

④ 県教育委員会は、③を受けて、児童生徒の受け入れについて病弱特別支援学校と調整した後に、通級開始日等を市町村教育委員会に通知する。(様式 2)

⑤ 市町村教育委員会は、④について在籍学校長を通じて保護者に通知する。(参考様式 2)

⑥ 小中学校・保護者・特別支援学校で「通級による指導」の日時等を決める。

⑦ 「通級による指導」を開始する。(様式 3, 4, 5)

※参考様式 1、2 は、市町村教育委員会用

## (1) 終了時の流れ

① 在籍校校長は、特別支援学校校長等の意見を聞き、通級による指導を受けている児童生徒の指導を終了することについて判断する。指導の終了を判断した場合は、市町村教育委員会に連絡する。



②市町村教育委員会は、県教育委員会に指導の終了について通知する。(様式6)



③特別支援学校は、在籍校の担任や特別支援教育コーディネーターにこれまでの支援の内容や方法などを個別の指導計画等の文書で引き継ぐ。